

貝塚市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づき、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対して交付する貝塚市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 総務省要綱第8条の規定により市長が交付決定を受けたものであること。
- (2) 実施に当たり必要な1人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画していること。
- (3) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (4) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (5) 第4条に規定する補助対象経費のうち、この要綱により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が地域金融機関、日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫から受ける融資額又は、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が、第5条に規定する補助金の額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者で、総務省要綱による交付金の交付決定を受けた事業を実施する民間事業者等とする。

- (1) 市内に事業所を有し、又は設置しようとする者であること。
- (2) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とする民間事業者等及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者を役員とする民間事業者等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱による交付金の交付決定の日から第11条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
-------	----

施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕並びに購入に係る経費（用地取得費を除く。）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費から金融機関等の融資額等及び補助事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、2,500万円（融資額等が補助金の額の1.5倍以上2倍未満である場合にあっては3,500万円、2倍以上である場合にあっては5,000万円）を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ貝塚市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- （2） 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- （3） 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- （4） 市税に未納がない証明
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は前条の規定による申請を受けた場合において、当該内容を審査し、適当と認めるときは、国に総務省要綱に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

2 市長は、国から総務省要綱に基づく交付決定又は不交付決定を受けたときは、貝塚市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市地域経済循環創造事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する場合において、前条第2項ただし書のときは、消費税等仕入控除税額に

ついて、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について、貝塚市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第4号）を提出すること。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から30日以内に、交付申請書の写しを添えて貝塚市地域経済循環創造事業補助金取下書（様式第5号）を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、貝塚市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（様式第6号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 第6条第2項ただし書の場合において、消費税等仕入控除税額が明らかになったとき。
- (3) 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業を実施する補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合
- (5) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (6) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市地域経済循環創造事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）

又は貝塚市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号。以下「交付決定取消通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 20 日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、貝塚市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- （4） 写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）
- （5） 融資機関からの融資決定通知その他の融資額等を確認できる書類
- （6） 第 8 条第 5 号に規定する帳簿の写し
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、貝塚市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第 10 号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないとき、交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、貝塚市地域経済循環創造事業補助金返還命令書（様式第 11 号。以下「返還命令書」という。）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第 13 条 補助事業者は、前条第 1 項の通知を受けたときは、貝塚市地域経済循環創造事業補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第 7 条の交付決定後に概算払いをすることができる。この場合において、補助事業者は、概算払いを必要とする理由を付して、貝塚市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書（様式第 13 号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者より補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、既に補助事業者に補助金を交付している場合において、総務省要綱第 20 条の規定により国から交付された交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜられたときは、補助事業者に対し、返還命令書により交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により返還を求めることができる額は、補助金の確定額を上限とする。

3 補助事業者は、第 1 項の規定により補助金の返還を命ぜられたとき（総務省要綱第 16 条第 1 項第 4 号の場合を除く。）は、当該返還の命令がなされた日から 20 日以内に返還するものとし、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

4 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

6 補助事業者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市地域経済循環創造事業補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市地域経済循環創造事業補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第 15 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(財産の管理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 16 号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 11 条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第 17 号）を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「交付規則」という。）第 8 条に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 4 号及び第 5 号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとし、同令第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第 8 条の規定によるものとする。

3 補助事業者が、第 1 項の規定により市長の承認を受ける場合は、あらかじめ貝塚市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第 18 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、返還命令書により、当該収入の全部又は一部を市に返還させることがある。

（勧告・助言等）

第 18 条 市長は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があると認めるときは、補助事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（補則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。